1. 厚生労働省 令和元年度てんかん地域診療連携体制整備事業(令和元年度報告書) 厚生労働省におけるてんかん対策 ~てんかん地域診療連携体制整備事業~

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 課長補佐 久我弘典 心の健康支援室 室長補佐 高橋幹明

1. てんかん地域診療連携体制整備事業

(1) 背景

- ① てんかんの患者は約100万人と推計される一方、地域で必ずしも専門的な医療に結びついていなかった。
- ② 治療には精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科で担われているが、 有機的な連携がとりづらい状態にあった。
- ③ 一般医療機関・医師にてんかんに関する診療・情報などが届きにくく、適切な治療が行われにくい環境にあった。

(2) 事業の目的

- ① 地域で柱となる専門医療機関を整備し、てんかん患者・家族が地域で安心して診療できるようになること。
- ② 治療に携わる診療科間での連携が図られやすいようにすること。
- ③ 行政機関(国・自治体)が整備に携わることで、医療機関間だけでなく多職種(保健 所、教育機関等)間の連携の機会を提供すること。

(3) 事業内容

平成27年度から平成29年度の3か年のモデル事業として開始され、モデル事業での実績を踏まえて平成30年度より自治体向け事業に位置付けられた。

① 目的

てんかん患者は全国に 100 万人と言われているが、専門の医療機関・専門医が全国的に少ないことが課題の一つであるので、てんかんの専門医慮機関箇所数の増、まずは 3 次医療圏 (都道府県) の設置を目指し、てんかん拠点病院を設置する自治体に対して国庫補助 (1/2) する。

② 設置実績

令和2年1月現在、てんかん地域連携診療拠点機関(以下、「てんかん拠点機関」という)は17機関:

北海道(札幌医科大学附属病院)、宮城県(東北大学病院)、栃木県(自治医科大学病院)、埼玉県(埼玉医科大学病院)、神奈川県(聖マリアンナ医科大学病院)、新潟県(西新潟中央病院)、静岡県(静岡てんかん・神経医療センター)、石川県(浅ノ川総合病院)、愛知県(名古屋大学医学部附属病院)、大阪府(大阪大学医学部附属病院)、鳥取県(鳥取大学病院)、岡山県(岡山大学てんかんセンター)、広島県(広島大学病院)、徳島県(徳島大学病院)、長崎県(長崎医療センター)、鹿児島県(鹿児島大学病院)、沖縄県(沖縄赤十字病院)と、

全国てんかん拠点機関1機関(国立精神・神経医療研究センター)が設置されている。

③ 主な事業内容

てんかん患者・家族の治療および相談支援、てんかん治療医療連携協議会の開催・運営、てんかん診療支援コーディネーターの配置、医療従事者(医師、看護師等)等向け研修、市民向け普及啓発(公開講座、講演、リーフレットの作成等)であり、平成30年度は表のような活動が行われた。

④ 第7次医療計画との関係

第7次医療計画においては、てんかんを含む 15 の精神疾患について、2022 年度までに第3次医療圏に医療機能を明確にした拠点機関を配置することが定められており、本計画中で、「てんかん地域連携体制整備事業を参考に」と記されていることから、医療計画で定める拠点機関が本事業で整備しているてんかん拠点機関と一致して整備が図られることが求められている。

2. 第7次医療計画上のてんかんの位置づけ

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療(精神科医療・一般医療)、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築することが必要である。

- (2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築とそれに向けた医療機能の明確化平成30年からの第7次医療計画では、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患と医療機関の役割分担・連携を推進できるよう、医療機能を明確化することが今後の方向性であり、医療機関は、都道府県拠点機能を担う医療機関、地域連携拠点機能を担う医療機関、地域精神科医療提供機能の担う医療機関に分けられる。てんかんは、統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、精神科救急、身体合併症、自殺未遂、うち、PTSD、依存症、高次脳機能障害、摂食障害、災害医療、医療観察とともに、精神疾患・状態の一つとして組み入れられている。てんかんについては平成30年3月現在、22自治体で定められている。
- 3. てんかん拠点機関に係る事業実施に関するアンケート

今後のてんかん拠点機関の整備予定等を把握するため、令和元年 11 月から 12 月にかけて全都道府県を対象にアンケート調査を実施した。集計の結果、事業を実施している 15 県、実施予定と回答した 10 県以外の 22 自治体が「設置予定がない」と回答しており、設置予定がない理由(複数回答可)は、「財源を確保できない」と回答した自治体が最も多く(11 県)、

「引き受けてくれる医療機関がない」(4県)、「本事業以外の仕組みで十分対応できている」 (3県)と続いた。財源や事業内容についての意見のほか、診療報酬上の加算の要望や、中 には疾患別の対応が難しいとする回答もあった。

【集計結果(数字は回答自治体数。内容は回答時点。)】

- 1. 現在、てんかん地域診療拠点機関を設置する予定があるか。
 - ① すでに指定している 15(宮城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、 愛知県、大阪府、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、長崎県、沖縄県)
 - ② 指定予定がある 10(【令和元年度】北海道、千葉県、奈良県、鹿児島県、 【令和2年度】群馬県、山梨県、長野県、 【令和3年度】茨城県、
 - 【未定】京都府 、和歌山県) ③ 指定予定がない 22
- 2. 指定に至った契機(指定済みの自治体:複数回答可)
 - I. 患者会・家族会からの要望
 - Ⅱ. てんかん治療に熱心な医療機関からの要望 12
 - Ⅲ. 都道府県の対策推進・強化のため 10
 - Ⅳ. 都道府県議会議員からの強い要望 1
 - V. 厚生労働省からの事業の実施依頼 1
- 3. 指定予定がない理由(未指定の自治体:複数回答可)
 - I. 財源を確保できない(青森県、山形県、三重県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県)
 - Ⅱ. 国の実施要綱上の指定要件が厳しい 1 (三重県)
 - Ⅲ. 引き受けてくれる医療機関がない 4 (福井県、島根県、大分県、宮崎県)
 - Ⅳ. てんかんについて対応のノウハウがない 1 (熊本県)
 - V. 別の補助金を投入し、十分対応できている O
 - VI. 地域医療計画等の補助金以外の仕組みで十分対応できている 3 (岩手県、山形県、福島県)
 - WI. 精神保健福祉センター等で受診勧奨から普及啓発まで十分対応できている C
 - Ⅷ. その他
 - ・日本てんかん学会専門医は県内に1名のみ(佐賀県)
- 4. てんかんに関する研究事業
 - ① てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携(AMED 研究事業)

[平成 28 年度~31 年度]

てんかんは適切な治療が可能な普遍的な病気であるにもかかわらず、医療資源の有効 活用が滞り患者の治療に還元されておらず、患者が適切に社会資源に結びつけられてい ないという課題がある。

背景には各機関・各職種・各システムの間の医療ギャップの存在があると捉えており、本研究ではこのギャップを解消しててんかんの治癒率を高め、てんかん患者のライフサイクルを見据えた生活の質(QOL)や就労の維持・向上、社会復帰促進に資するてんかん医療連携体制の確立を目指すことを目的とした研究事業である。

② てんかんの地域診療連携体制の推進のためのてんかん診療拠点病院運用ガイドライン に関する研究(厚生労働科学研究)

[平成31年度~令和2年度]

わが国のてんかん患者は約 100 万人とも言われている一方、てんかん医療に関して専門医療機関の地域偏在など多くの問題があり、てんかんに関する世間の誤解や偏見も相まって、てんかん患者・家族が地域で適正な治療を受けらず、安心した生活が営めていないという問題がある。

これらの課題を改善するため、平成27年度からてんかん地域診療連携体制整備事業が開始されたが、依然13自治体*で実施されているのみで全国的に網羅された取組みには至っていない。(※平成31年3月31日時点での自治体数。令和元年度には4自治体が追加予定)

このため、本研究では、全国 14 カ所にあるてんかん診療全国拠点機関・てんかん診療拠点機関で得られた診療データや診療コーディネーターの活動実績などをリソースとして、てんかんの診療連携体制を推進するため、てんかんの疫学調査、てんかん拠点病院に設置されているコーディネーターの活動実績調査、てんかん患者・家族の実態調査、てんかんの地域連携や他科・他職種連携の調査及び分析を通じて、地域の実情を踏まえかつてんかん患者・家族のニーズに即したてんかんの地域診療連携体制の構築を推進する。

令和2年度は、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)を使用し、てんかん拠点機関が設置されている自治体と設置されてない自治体とで患者数、入院状況等の比較検証を行う予定である。受診に至っていないてんかん患者がどれくらいいるのかという視点も含め、てんかんの地域連携診療の推進に向けた提言が期待されるところである。

5. 考察

(1)事業の効果と意義

てんかん拠点機関の整備はここ数年で急速に拡充されてきており、設置自治体やてんかん拠点機関の関係者、日本てんかん学会、日本てんかん協会等の関係者のご尽力に感謝申 し上げたい。

また、てんかん拠点機関の効果は単にてんかん患者・家族の治療やQOLの向上の実績に留まらず

- ① 行政機関とつながることで、学校や医療機関以外の他機関(保健所、学校、ハローワークなど)との連携や協力が得られやすくなった。
- ② 医療・保健・行政の意思疎通がしやすくなり、一次診療・二次診療施設への研修、 普及啓発活動が活発になった。

③ コーディネーターの配置などの契機となり、医療提供以外の取組みが進んだ。 など、その意義と効果については評価されている。

(2) 今後の課題と方策

関係各位の御尽力により、令和2年1月現在、てんかん地域診療連携体制整備事業に基づくてんかん拠点機関は全国17自治体で設置されるに至ったものの、まだまだ、てんかんに関する医療・支援ニーズの高さに比べ、専門医療機関や専門医の少なさ、地域による医療の均てん化などが課題となっている。

今年度、初めて、てんかん拠点機関を未設置の自治体に対しても事業実施に関するアンケートを実施したところであるが、てんかん拠点機関が未設置の理由については、自治体における事業実施のための財源の確保と、拠点となる医療機関の選定が課題となっている。本事業の令和2年度予算案は事業開始初年度の平成27年度と比較すれば2倍となっているが、さらなる予算の確保が求められているところである。今回のアンケートにおいて、てんかん拠点機関を設置予定と回答した自治体が予定通り指定が行えるよう支援を行うとともに、さらなるてんかん拠点機関の拡充については、引き続き地方自治体への働きかけを行う必要がある。ただし、本事業は裁量的補助事業であることから、地方自治体の予算措置はハードルが高い。そのため、引き続き本事業の実績と効果を着実にあげるとともに、広く国民や社会に目に見える形でその成果をアピールしていくことが求められる。

また、事業を実施しているてんかん拠点機関からは、事業自体の安定的な位置づけや診療報酬に関する要望のほか、コーディネーターの果たすべき役割等についての教育・研修の充実の必要性についての意見要望もあがっている。

さらに、てんかんは患者・家族だけでなく広く国民がその病気の特性や生活上の注意点さえ理解されていれば十分社会生活が営める病気であるにも拘わらず、病気に対する誤解や偏見によって、その活動や生き方が否応なく狭められている病気とも思われる。今後も引き続き、全国てんかん拠点機関、てんかん拠点機関、日本てんかん協会等の関係団体、地方自治体、厚生労働省が連携して普及啓発活動を展開していくことが望まれる。

(主な方策)

- ① 全都道府県設置に向けての自治体への働きかけ
- ② 事業拡充に向けた国の予算の確保
- ③ てんかん学会等の関係学会と連携したコーディネーターの資質の向上
- ④ てんかん協会等と連携した一般国民に対しての普及啓発

(4) おわりに

本事業の課題はてんかん拠点機関内の課題だけでなく、行政が課題解決に向けて検討を進める内容(予算の確保、事業の制度的安定、他職種・他科他機関連携等)も少なくない。

こうしたてんかんを取り巻く様々な課題の整理や科学的エビデンスの収集に向けて、平成31年度から開始されている「てんかんの地域診療連携体制の推進のためのてんかん診療拠点病院運用ガイドラインに関する研究(厚生労働科学研究)」の研究成果に期待するところは大きく、効果的・円滑な研究活動の実施に向けて全国のてんかん拠点機関、日本てんかん学会、日本てんかん協会等の関係学会も支援・協力をお願い申し上げたい。

厚生労働省としては、引き続き全国てんかん拠点機関及びてんかん拠点機関からの助言や

提言を貴重な意見として真摯に受け止め、課題の改善に向けて自治体や関係機関との協力・ 連携体制の構築が進めていく必要があると考えている。

本事業の関係者は、

- ・てんかんという「病気」であることで夢や希望を諦める・諦めさせる社会にしない。
- ・てんかんの患者・家族が、安心して自分らしく暮らせる社会を創っていく。

を共通の理念として、引き続き協力・連携しててんかん対策の推進を進めていく必要がある。



社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課

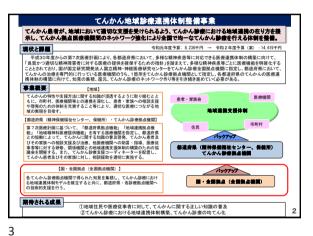
てんかん地域診療連携体制ができた背景及び目指したもの

背 景

- てんかんの患者は約100万人と推計される一方、地域で必ずしも専門的な 医療に結びついていなかった。
- 治療は、精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科で 担われているが、有機的な連携がとりづらい状態にあった。
- 一般医療機関・医師にてんかんに関する診療・情報などが届きにくく、 適切な治療が行われにくい環境にあった。

目指したもの

- 地域で柱となる専門医療機関を整備し、てんかん患者・家族が地域で 安心して診療できるようになること。
- 治療に携わる診療科間での連携が図られやすいようにすること。
- 行政機関(国・自治体)が整備に携わることで、医療機関間だけでなく 多職種(保健所、教育機関等)間の連携の機会を提供すること。



てんかん診療全国拠点機関及びてんかん診療拠点機関(令和2年1月末現在) てんかん診療全国拠点機関(全国1カ所)、てんかん診療拠点機関(全国17カ所) ■ 国立精神・神経医療研究センター「全国」 型マリアンナ医科大学病院 : 令和元年度新規股置機関 3

てんかん地域診療連携体制整備事業の成果と課題

成果

1

- 医療機関以外の他機関(保健所、学校、ハローワークなど)との連携や協力 が得られやすくなった。
- 医療・保健・行政の意思疎通がしやすくなり、一次診療・二次診療施設への 研修、普及啓発活動が活発になった。
- コーディネータ配置などの契機となり、医療提供以外の取組みが進んだ。

- 全都道府県設置に向けての自治体へのアプローチ
- 事業拡充に向けた予算の確保。特に地方自治体の財政分
- コーディネーターの人材確保・資質の向上

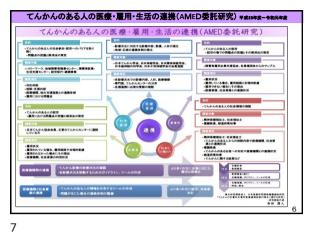
障害者政策総合研究事業(厚生労働科学研究)令和2年度予算案: 473,503千円の内数 〇てんかんの地域連携体制の推進のためのてんかん診療拠点病院運用ガイドラインに関する研究(研究代表者:山本仁) 研究目標 ・これらの課題を改善するため、平成27年度からて人か人地域診療連携体制整備甲藻が開始されたが、依然13 自治体*で実施されているのみで全国的に明確された販船かには至っていない。(※平成31年3月31日時点での自治体数、今和元年度には4自治体が追加予定) ・本研究では、全国145所にあるてんかん移物全国拠点機関・てんかん終地拠点機関で得かれた診断データや診療コーディネーターの活動実施などもソアースとして てんかんが影響選挙者が非性機要するため、てんかんの変字調査、てんかん拠点が常に設置されているコーディネーターの活動実施調査、てんかん思考・常然の支勢 関係してんかんの必要選挙が他が、他職種運搬の調査及び分析を選じて、地域の実所を踏まえかってんかん思考・事族のニースに抑したしたかんの地域が推進所 体制の機器性能量する。 求められる成果及び研究費の規模 (2ヵ年計画) 研究成果を通じた貢献のイメージ ※デルリウロ (今和元祖) (今和元祖) ボルルが思想等的の診断データも活用した空調査に向けた課題 抽出が別盟官項目の診計 ・エムかと思想を対象の一子は一ター送算実際の調査 ・エムかと思想を対象の実施別費 ・エムかんの他利達所・多種様連携に関するが予例收拾の調査 [令紀2年度検討事項]
・てよか、規止機能の途番データを活用した安平調査の実施・報告
・てよか、規止機能のローチィーター活動支援調査の報告
・てよか、他の他等での一手ィーター活動支援調査の報告
・てよからの他等連携・多様発達機に関する分争何収組の報告
・てよからの地等機能を確定機能に同じた提倡

4

6

2

5



良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 (平成26年3月7日 厚生労働省告示第65号)

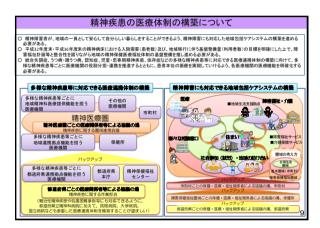
第四 その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関す る重要事項

- 三 多様な精神疾患・患者像への医療の提供
 - 5 てんかん

8

- ア てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状 を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら 生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が適切な服 薬等を行うことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の 普及啓発を推進する。
- イ てんかんの診断を行うことができる医療機関間の連携を図るため、 専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネッ <u>トワークを整備</u>する。





9 10